

レデイ薬局行動憲章

当社は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であることが求められている。そのため当社は、次の 11 原則に基づき、全ての法律、およびその精神を遵守するとともに社会的良識をもって行動する。

1. 社会的に有用な財、サービスを安全性に十分配慮して開発、提供する。
2. 公正、透明、自由な競争を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、適時開示情報等の知りたい情報を積極的かつ公正に開示する。
4. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。
5. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
6. 従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、従業員の人格、個性を尊重する。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。
8. より高いレベルの、治療のための接客、相談販売ができるよう、常に勉学に励む。
9. 決して自社の利益のみを追求せず、慣行であろうとも最終判断は常に顧客は支持してくれるかを基準とする。
10. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者への周知徹底と社内体制の整備を行うとともに、倫理観の涵養に努める。
11. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報公開を行うとともに、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

制定日 平成 20 年 2 月 18 日

コンプライアンス・マニュアル

はじめに

『正義と利益のどちらかを取らねばならない状況に遭遇したら、迷わず正義を貫け』

わかれ道でこの道標を見落とし、易き道を選び、コーポレートブランドを一度傷つけてしまえば、その回復に長い時間とエネルギーを費やさなければなりません。それゆえに、私たちは目先の利益に惑わされて危ない近道を走るのではなく、遠回りでも正道を一步一步、着実に歩まなければなりません。

今一度、一人一人がよく見つめ直してください。自分が進もうとしている道は、

- ・法律に違反していませんか
- ・家族に自信を持って話すことができますか
- ・子供にも同じ道を進ませることができますか
- ・新聞やテレビに発表されても堂々としていられますか
- ・誰かにつけ込まれるすきを与えることにはなりませんか
- ・自分だけが汗をかかずに楽ができる近道ではないですか
- ・本当に全てのお客さまにとって正しいことですか
- ・本当に全てのお客さまにとってためになることですか
- ・本当に全てのお客さまにとって喜んでいただけることですか

どれか一つでも思い当たったときには、この原点に立ち戻ってください。

コンプライアンス委員会

制定日 平成 20 年 2 月 18 日

改定日 平成 20 年 6 月 25 日

改定日 平成 21 年 5 月 9 日

改定日 平成 21 年 6 月 25 日

改定日 平成 22 年 12 月 20 日

目次

1. レデイ薬局の誓い
2. レデイ薬局のコンプライアンス体制
 - (1) コンプライアンスとは？
 - (2) コンプライアンスを実践するのは、私たち自身です
 - (3) コンプライアンス委員会の役割
 - (4) コンプライアンス委員会委員長
 - (5) コンプライアンス相談窓口
 - (6) 問題発生時の対応
 - (7) コンプライアンス体制組織図
3. コンプライアンス・マニュアルの利用方法
 - (1) 利用の心得
 - (2) 対象者
 - (3) 違反行為への対応
4. 遵守事項
 - (1) 人権の尊重、差別・セクシャルハラスメントの禁止
 - (2) 独占禁止法及び関連諸法の遵守
 - (3) 不正競争の禁止
 - (4) 各種業法の遵守
 - (5) インサイダー取引規制
 - (6) 知的財産権関連諸法
 - (7) 贈賄の禁止及び贈答・接待等
 - (8) 反社会的勢力への利益供与の禁止
 - (9) 環境保全
 - (10) 情報の適切な管理
 - (11) 情報システムの適切な使用
 - (12) 適正な経理処理・税務申告と適正な会社情報の開示
 - (13) 利益相反行為等の禁止

1. レデイ薬局の誓い

我々、レデイ薬局の役員及び従業員は、社訓・経営理念及びレデイ薬局行動憲章に掲げられた精神にのっとり、法令・規則や社内規程を遵守するとともに、企業倫理・経営理念に適った企業活動を行います。

『社訓』

「相手の中に自分を生かし今日一日喜びを感じて生きていきましょう」

『経営理念』

お客様の“健康と美”を追求し、“喜びと感動と安心”を提供する企業を目指します。

社員の成長と豊かさを実現し、地域社会と地域の人々に貢献する企業を目指します。

『レデイ薬局行動憲章』

当社は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であることが求められている。そのため当社は、次の11原則に基づき、全ての法律、およびその精神を遵守するとともに社会的良識をもって行動する。

1. 社会的に有用な財、サービスを安全性に十分配慮して開発、提供する。
2. 公正、透明、自由な競争を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、適時開示情報等の知りたい情報を積極的かつ公正に開示する。
4. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。
5. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
6. 従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、従業員の人格、個性を尊重する。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。
8. より高いレベルの、治療のための接客、相談販売ができるよう、常に勉学に励む。
9. 決して自社の利益のみを追求せず、慣行であろうとも最終判断は常に顧客は支持してくれるかを基準とする。
10. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者への周知徹底と社内体制の整備を行うとともに、倫理観の涵養に努める。
11. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報公開を行うとともに、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

2. レデイ薬局のコンプライアンス体制

(1) コンプライアンスとは？

コンプライアンスとは、法令遵守という意味で使われたり、企業倫理との関係で論じられたりします。しかし、英和辞典を引いても、法令遵守や企業倫理という言葉は出てきません。元々コンプライアンス (compliance) とは、「協力 (cooperation)」、「服従 (obedience)」と訳されたり、with を伴って、「(命令・要求などに) 従うこと」などと訳されます。

企業活動には、お客様、取引先、株主、従業員など様々なステークホルダー (利害関係者) が存在します。これらのステークホルダーの要望に応えるには、企業を永続させていかなければなりません。収益の追求はもちろん重要なことではありますが、それが健全な企業活動を通じて生み出されたものでなければ、企業の永続は望めません。つまり、収益追求のためには何をやっても良いのではなく、法令を遵守するとともに、高い倫理観を保持しながら企業活動をする必要があるのです。これがコンプライアンスです。コンプライアンスという言葉は、企業人としての行動指針そのものなのです。

(2) コンプライアンスを実践するのは、私たち自身です

企業のコンプライアンスは、企業内の役員及び従業員の一人一人が、コンプライアンスの意義をよく理解し、企業活動のみならず社会生活においてもコンプライアンスに適った行動を取ることによって実践されます。

(3) コンプライアンス委員会の役割

コンプライアンス規程に準ずる。

(4) コンプライアンス委員会構成

委員長 常務取締役 (営業担当)

委員 取締役 (社外取締役は除く)

当社のコンプライアンス委員会の委員は、随時コンプライアンス委員会委員長の決定により取締役以外を選任することが出来る。(コンプライアンス規程より抜粋)

(5) コンプライアンス相談窓口

コンプライアンス上問題がある行為を知った場合の報告は、原則として職制ラインを通じて行うものとしますが、何らかの理由で職制ラインが機能しない場合に備え、レデイ薬局のコンプライアンス相談窓口を以下の通り設置しております。

コンプライアンス委員会ライン

住所 〒790-8556 松山市南江戸四丁目3番37号
株式会社レデイ薬局 コンプライアンス委員会
電話 089-917-8000
FAX 089-927-5088
電子メール compla@lady-drug.co.jp

内部監査ライン

住所 〒790-8556 松山市南江戸四丁目3番37号
株式会社レデイ薬局 内部監査担当
電話 089-917-8000
FAX 089-927-5088
電子メール kansa@lady-drug.co.jp

監査役ライン

住所 〒790-8556 松山市南江戸四丁目3番37号
株式会社レデイ薬局 監査役 小池昭彦
電話 089-917-8000
FAX 089-927-0801
電子メール akihiko-koike@lady-drug.co.jp

弁護士ライン

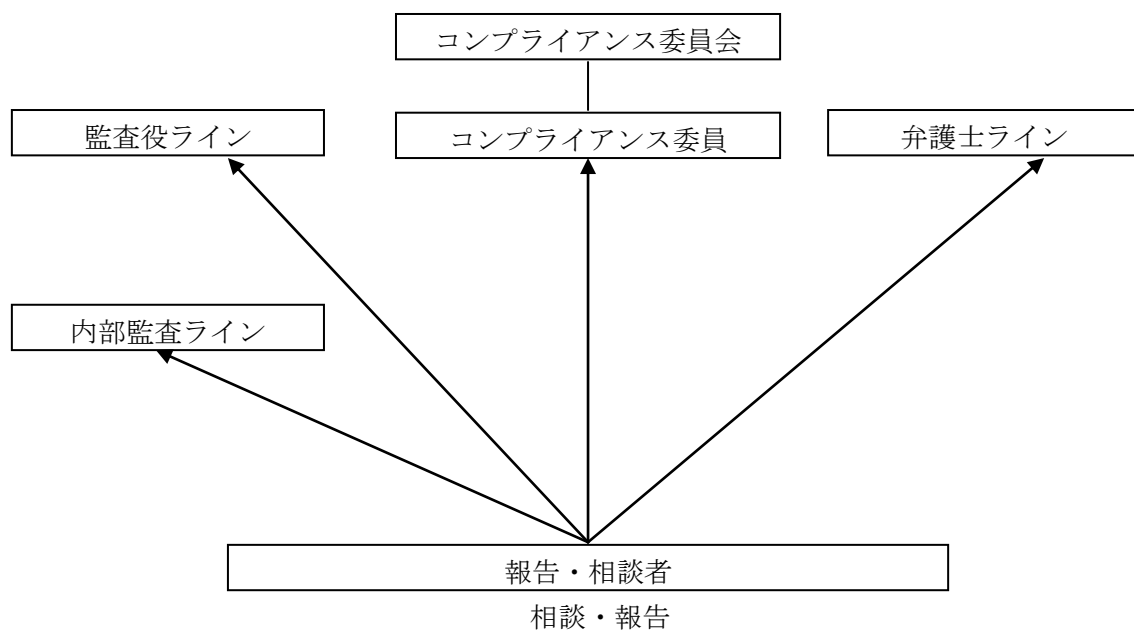
住所 〒790-0001 松山市一番町1丁目15番地2 松山一番町ビル5階
山口直樹法律事務所
電話 089-933-2757
FAX 089-933-5616
電子メール naoki-y-matsuyama@guitar.ocn.ne.jp

*コンプライアンス相談窓口の下記ラインに変更が生じた場合、当マニュアルの記載変更については取締役会の承認は要しないものとします。

①□ 監査役ライン

②弁護士ライン

コンプライアンス相談窓口図



【コンプライアンス相談窓口への報告・相談のルール

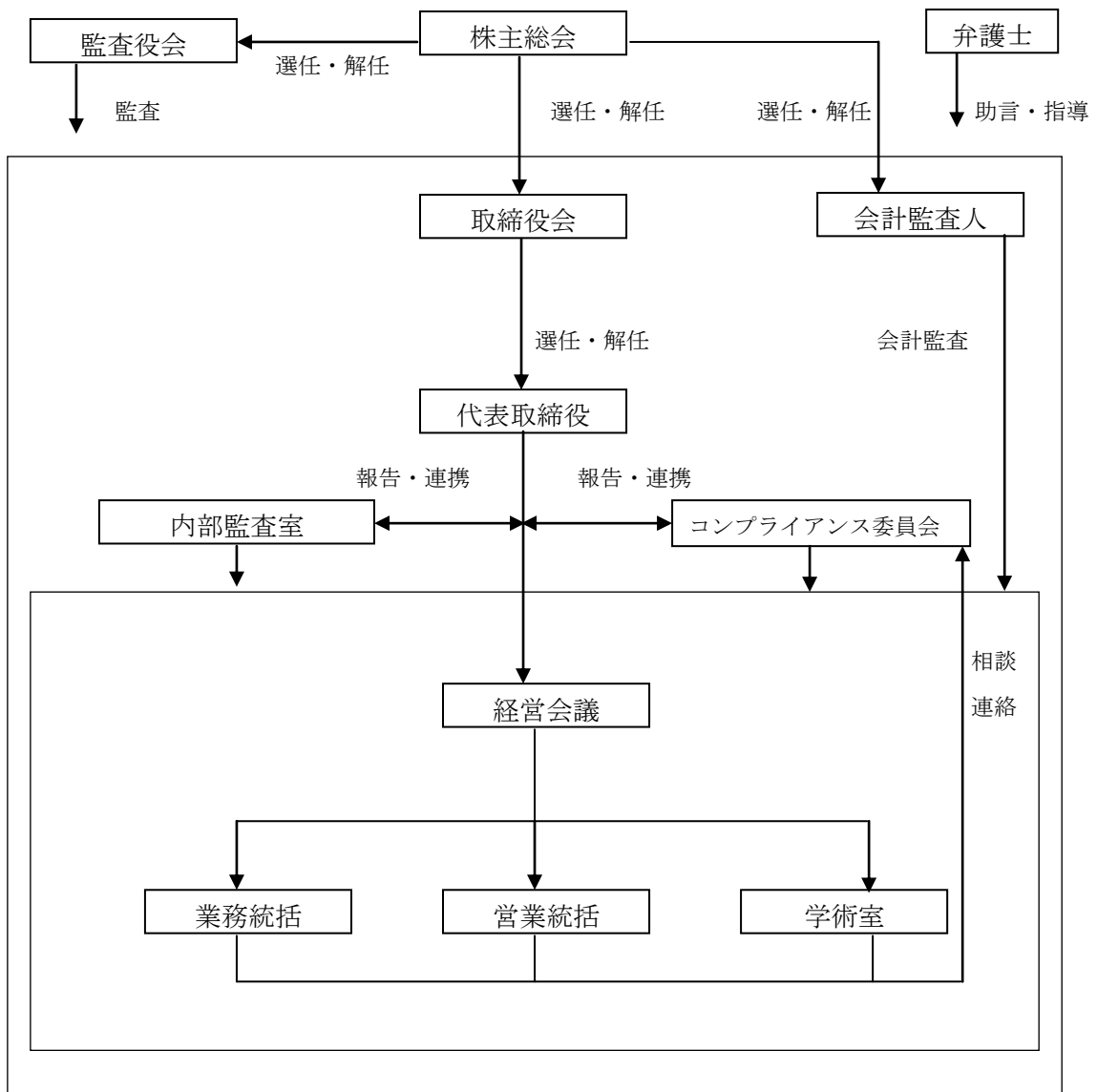
- ① 報告・相談は顕名とするが、報告者の秘密を厳守する（弁護士からコンプライアンス委員会への報告に当たり、報告者が希望する場合は名前を伏せます）。
- ② コンプライアンス相談窓口への報告・相談を行なった者は、公益通報者保護規程に基づき保護されます。
- ③コンプライアンス委員会は、報告・相談を受けた事項の処理内容を報告者にフィードバックする。

（6）問題発生時の対応

コンプライアンス上問題がある事態が発生した場合の対応は以下の通りとします。

- ① 報告を受けたコンプライアンス委員長は、問題の性質に応じて、適宜、担当部署に問題の調査・対応を委嘱する。
コンプライアンス委員長が発生した事態が重要であると判断した場合は、直ちにコンプライアンス委員会を開催する。
- ③コンプライアンス委員会は、不祥事が発生した場合、速やかに事実関係の把握、今後の対応方法、要改善事項、再発防止対策等を検討し、対象部門への指示及び全店への周知徹底を行なう。事案によっては、対象者の処分について、懲戒委員会委員長に同委員会への諮問を要請することができるものとする。

(7) コンプライアンス体制組織図



3. コンプライアンス・マニュアルの利用方法

(1) 利用の心得

このマニュアルは、レデイ薬局のコンプライアンスを具体化したものであり、レデイ薬局の全員が日常の業務を遂行する過程で、遵守すべき行動基準を定めた手引書です。みなさんが日常業務を遂行する中で、コンプライアンスの観点から迷うことが生じたときは、このマニュアルに従って判断してください。さらに判断に迷うときは、上司または関係部に相談してください

(2) 対象者

このマニュアルは、レデイ薬局の役員、従業員はもちろんのこと、嘱託、派遣契約や業務委託契約等に基づきレデイ薬局の各店舗及び各部署に常駐する方にも遵守していただきます。これらの方を採用した部署は、責任を持ってこのマニュアルの趣旨を伝達していただかなければなりません。

(3) 違反行為への対応

このマニュアルに定めた遵守すべき行動基準に反する行為を発見した場合や、上司から指示を受けた場合、あるいは不注意によって自ら行った場合は、勇気を持って報告してください。

なお、違反行為に対する罰則については、就業規則等に基づき判断されることになります。

4. 遵守事項

(1) 人権の尊重、差別・セクシャルハラスメントの禁止

人権を尊重し、差別・セクシャルハラスメントを行わない。

a 人権を尊重し、人種・肌の色・信条・国籍・年齢・性別・出身・心身の障害等に基づく差別を行ってははいけません。また、このような差別を許してもいけません。

<注>憲法・労働基準法・世界人権宣言等で定める全ての基本的人権を含みます。また、ILO（国際労働機関）の国際労働条件に定められた均等雇用・強制労働や児童労働の禁止・結社の自由・団体交渉権の保障等に関する人権も含みます。

b 性的な言動により、他人に不快な思いを与え、または職場環境に悪影響を及ぼす等のセクシャルハラスメントとなる行為を行ってははいけません。また、このようなセクシャルハラスメントとなる行為を許してはなりません。

(2) 独占禁止法及び関連諸法の遵守

私的独占、不当な取引制限（カルテル）、不公正な取引方法を行わない。

a 私的独占の禁止

単独あるいは他の事業者等と結合するなどして、他の事業者等の事業活動を排除すること、または支配することにより、市場における競争を制限してはなりません。

b 不当な取引制限の禁止

(a) カルテルの禁止

他の事業者等と話し合いすることにより、価格・数量・取引先・取引地域・実施時期等について取決めを行ってはなりません。

c 不公正な取引方法の禁止

下記の三種類の行為は、原則禁止行為の例です。これ以外にも不公正な取引方法として禁止されている行為があります。（詳細は独占禁止法遵守マニュアルを参照下さい。）

(a) 共同ボイコット

他の企業と共同で取引拒絶を行ったり、行わせたりしてはいけません。

(b) 不当廉売

商品またはサービスを、仕入原価等より著しく低い対価で供給することによって、他の企業の事業活動を困難にさせてはいけません。

(c) 再販売価格の拘束

取引の相手方と、その取引先との自由な価格の決定を拘束してはいけません。

d 下請法の遵守

下請業者と製造（加工を含む）委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託取引を行う場合、代金の支払方法・期限の遵守・所定の内容を記載した契約書の交付等、下請法に従って取引を行い、下請業者の利益を侵害する行為を行ってはなりません。

(3) 不正競争の禁止

不正商品の販売、営業秘密の不正取得・使用等、不正競争行為は行わない。

a 窃盗・詐欺・強迫その他の行為の手段により他人の営業秘密を取得し、またはそれを使用・開示してはいけません。不正取得行為が介在したことを知りながら（または重大な過失により知らないで）他人の営業秘密を取得した場合も同様です。

b 他人の表示（商号・商標・標章等）として広く認識されているもの同一または類似の表示をしてはいけません。また、海外の国旗・紋章その他の記章と同一と判断されるものを無断で商標として使用してはいけません。

- c 商品・役務またはその広告等に、その原産地・品質・製造方法・用途・数量等について虚偽の記載や虚偽と誤認されるような表示をしてはいけません。
- d 虚偽の事実により競争関係にある他人等の信用を害する行為を行ってはいけません。
- e 他人の商品（最初の販売日から三カ年を経過していないもの・意匠権が成立しているもの・需要者の間に広く認識されているもの）の形態を模倣した商品の販売を行ってはいけません。
- f 不当な景品類の提供や不当な表示を行ってはいけません。

（４）各種業法の遵守

営業活動を行うに当たっては、必要な許認可等を取得し、各種業法を遵守しなければならない。

- a 医薬品・医療機器の製造・販売・輸入販売・中古品の売買等一定の営業活動を行う際には、その営業活動を規制する各種業法に従い、営業の許可・免許等を取得し、または届出・登録等を行わなければなりません。

業法の規制を受ける営業のうち主なものは以下のとおりですが、以外にも様々な業法による規制があることは十分に注意して下さい。

毒劇物輸入業・販売業（毒物及び劇物取締法）・医薬品販売業・医療機器販売業・賃貸業・修理業（以上薬事法）・農薬販売法（農薬取締法）肥料販売業・輸入業（肥料取締法）

- b 営業活動を行う際には、品質基準・表示方法・書面交付・定期報告・取引記録作成等、業法に定められた事項を遵守しなければなりません。

以下の業法は、日頃よく目にするものですが、この他にも取引形態・取引商品・サービス等により様々な規制をうけますので、十分に注意して下さい。

食品衛生法・電気用品安全法・家庭用品品質表示法・消費生活者用製品安全法

（５）インサイダー取引規制

インサイダー取引規制に違反する行為を行わない。

- a 当社に関する未公表の重要事実を知りえたときは、それが公表されるまで厳重に秘密保持したうえで、当社の株式等を売買してはいけません。
- b 当社以外の上場会社等（またはその子会社も含む）に関する重要事実を知りえたときは、それが公表されるまで厳重に秘密保持したうえで、当該上場会社の株式等を売買してはいけません。
- c 当社の株式等を売買する場合は、インサイダー取引管理規程に定められた『自社株等の売買届出書』の提出等、規程を必ず遵守して下さい。

インサイダー取引に関する詳細は、インサイダー取引管理規程を参照下さい。

(6) 知的財産権関連諸法

他人が所有する知的財産権を侵害してはいけない。

- a 新しく開発した商品の製造・仕様・譲渡・輸出入や、文字・図形等の商標（マーク）を付した商品・サービス等の製造・譲渡・輸出入・提供等を行うにあたっては、他人が所有する特許権・商標権等の産業財産権を侵害していないか調査し、権利侵害にあたらないかを確認したうえで、実施しなければなりません。
- b コンピュータプログラムの無断複製（コピー）・改変等、他人が所有する著作権の無断使用は、厳に慎まなければなりません。（「情報システムの適切な使用」も参照して下さい。）

知的財産権制度の保護対象と要件、侵害の例（日本弁護士協会資料他）

	保護対象	要件または特性	侵害の例
特許	「物（プログラムを含む）」、「方法」または「物を生産する方法」の発明	①産業上利用できる発明 ②新規性、進歩性のある発明	他人の特許権に触れるような商品を製造・使用・販売・輸出入すること。
実用新案	物品の形状、構造または組合せに係る考案。発明ほど高度なものでもよい。	①基礎的要件 ・物品の形状・構造・組合せに係るもの ・公序良俗・公衆の衛生を害しないもの ・記載要件及び出願の単一性を満たすこと ・明細書若しくは図面に必要な事項が記載されており、その記載が明確であること。 ②産業上利用できる考案 ③新規性、進歩性のある考案	特許権と同様
意匠	物品の斬新なデザイン	①工業上利用出来る意匠の創作 ②物品の形状・模様若しくは色彩またはこれらの組合せ ③美感を起こさせるもの ④新規性・創作非容易性のある意匠の創作	特許権と同様
商標	自己の商品やサービスと他人の商品やサービスを区別するために表示する文字・図形等の表彰	①文字・図形・記号・立体的形状 ②商品またはサービスに使用するもの ③商品またはサービスとの関係で認識力を持つもの ④特に他人の登録商標と同一または類似でないもの	他人の登録商標と同一または類似の標章を付した商品の生産・販売・輸出入する行為
著作権	絵画・音楽・コンピュータプログラム等の創作	何らかの方法も必要とせず、創作と同時に発生する	コンピュータウィルス対策用のソフトを無断コピーし、パソコンにインストールする行為
商号	商人が取引上自己を表示するために用いる名称	登録を必要としない	不正競争目的をもって他人の商号と同一または類似の商号等を同一の営業のために使用する行為

(7) 贈賄の禁止及び贈答・接待等

贈賄や公務員に対する不正な利益の供与・申し出・約束をしない。

また、取引先に対する贈答・接待等は社会通念上妥当な範囲を超えて行わない。

a 贈賄等の禁止

(a) 国内・海外を問わず、公務員またはそれに準ずる立場にある者に対して不正に金品その他の経済的利益を供与したり、その申し出をしたり、またはその約束をしてはいけません。

(b) 日本国においては、公務員等に対して国家公務員倫理法・国家公務員倫理規定その他の各官公庁等で定める、同種の規定等に抵触する贈答・接待は行ってはいけません。

b 過剰な接待等の禁止

取引先の役員または社員に対し、社会通念の範囲を超える金銭・贈物・接待その他の経済的利益の供与を行ってはいけません。

(接待を受ける場合については「(13) 利益相反行為の禁止」も参照下さい。)

(8) 反社会的勢力への利益供与の禁止

反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

a 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力とは対決し、関係を一切持ってはいけません。

b 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等により安易な妥協をしてはいけません。(暴力団による暴力的要求行為や、株主の権利行使に関して利益を要求すること自体を罪に問うことが出来ます。)

c 反社会的勢力の影響力を利用してはいけません。

d 不明朗な資金の受払いや保管等を行うことにより、マネーロンダリング(資金洗浄)に協力してはいけません。また、取引を行う過程でマネーロンダリングに利用されることが無いよう十分に注意が必要です。

(9) 環境保全

良き企業市民としての責任を自覚し、人間社会の繁栄との調和を図りながら、健全なる地球環境の保全へ向けて最善を尽くす。

a 国際的環境規制並びに国、地方自治体等の環境法令、規則を遵守しなければなりません。

b 事業活動の遂行にあたっては、環境への負荷や生態系への影響に配慮しなければなりません。

- c 省エネルギー・省資源・廃棄物削減により、資源・エネルギーの有効活用を心掛けなければなりません。
- d 環境を保全、改善する商品・サービス・社会システムの提供に努めなければなりません。

(10) 情報の適切な管理

当社の機密情報管理には、細心の注意を払わなければならない。また、第三者より開示を受けた機密情報についても同様に取り扱う。

a 機密情報の保持

当社の機密情報を、許可なく他人に開示したり、自己のために使用するなど不正に使用してはいけません。

b 機密情報の開示

取引上必要により、当社の機密情報を他人に開示する場合は、必ず機密保持契約を締結しなければなりません。

c 他人の機密情報

他人から開示を受けた機密情報についても、不正に使用してはいけません。また、機密保持契約を締結した場合は、その契約に従い行動しなければなりません。

d 情報の管理

機密文書の作成、授受および保管・保存・廃棄等の取扱・処理については、作成者或いは名宛人自らが行き、機密事項の漏洩がないよう万全の措置を講じなければなりません。

e 退職後の機密保持義務

退職後といえども、職務上知りえた会社の機密情報を漏洩したり、自らまたは他人のために利用する等会社の利益を侵害する行為をしてはいけません。

f 個人情報の保護

個人情報は情報の提供者に明示した目的内の利用に限定し、正当な理由なく第三者に提供してはなりません。また、不正侵入・紛失・改ざん・漏洩等がないように、個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守し、厳重かつ適正に管理しなければなりません。個人情報の処理を第三者に委託する場合は、当該第三者が個人情報を適正に管理するよう指導しなければなりません。

(11) 情報システムの適切な使用

当社の情報システムを不正に使用したり、害してはならない。

a 著作権の侵害

プログラム等他人の著作物を違法に複製・変更等を行ってはなりません。

b 名誉毀損・不快感を与える情報の流布

他人の名誉を傷つける情報や侮辱するような情報・他人に不快感を与える情報・卑怯な情報等を流してはなりません。

c 風説の流布

偽りの風説を流布する等して、他人の信用を毀損し、または、他人の業務を妨害してはなりません。

d 不正アクセスの禁止

他人のユーザーID やパスワードを利用する等して、コンピュータに不正に進入し、コンピュータの情報を不正に取得したり、破壊や誤動作させる等して、業務の妨害をしてはなりません。

e ウィルス対策

当社がウィルスの発信源となることは、当社の社会的信用を失わせる事になりかねませんので、経営企画部の指示に従い、パソコンのウィルス対策ソフトは常に最新の状態に保たなければならず、また基本ソフトウェア等のセキュリティホールをなくして、ウィルスの感染・拡散を防止しなければなりません。

f 「迷惑メール」の防止

一度に多数の者に広告または宣伝のための電子メールを送る場合は、送信者や受信拒否が出来る旨等の法定事項を記載しなければなりません。(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律)

(12) 適正な経理処理・税務申告と適正な会社情報の開示

経理処理・税務申告を適正に行わなければならない。また、重要な会社情報は、適正に開示しなければならない。

a 適正な経理処理

経理業務の遂行にあたっては、経理規程等の諸規定・関係諸法令・その他一般に公正妥当と認められる会計の基準に従わなければなりません。また、会計事実を明確に表示し、財政状態および経営成績等について粉飾を行ってはけません。

(a) 勘定処理の原則

費用および収益は、その発生した期間に割当処理しなければなりません。

収益の計上には、原則これに対応する全ての費用を計上しなければなりません。

(b) 記帳の原則

証憑書類に基づき、取引発生の都度、遅滞なく正確に記帳しなければなりません。

(c) 証憑書類の原則

証憑書類の保存は、定められた期限まで、整然と行わなければなりません。

b 適正な税務申告

各種の税務申告は、関係諸法令に基づき適正に行わなければなりません。

c 適正な会社情報の開示

上場している企業として、投資判断に重要な影響を与える会社の業務・運営等に関する重要に会社情報は、適時且つ適切に開示しなければなりません。

(13) 利益相反行為等の禁止

誠実に当社の業務を遂行し、当社の利益に反する行為を行わない。

a 利益相反行為の禁止

(a) 当社の名誉・信用を傷つけるような行為をしてはいけません。

(b) 当社の有形・無形の資産を不正に滅失させたり毀損する行為を行ってはいけません。

(c) 取引先またはその役員・社員等関係者から社会通念の範囲を超える金銭・贈物・接待その他の経済的利益の供与を受けたり、借入の保証人になって貰うなど、取引先との癒着を生じさせる恐れのある行為を行ってはいけません。

(d) 退職する際には、当社に権利が属するものについては、返還しなければなりません。
また、退職後に不正に利用してはいけません。

(e) 当社の許可なく、他の職業に従事し、他社の取締役・執行役・執行役員・監査役・理事等の役員に就任し、または自己の事業を営む等の行為をおこなってはいけません。
但し、非常勤の社外取締役および社外監査役は除きます。

(f) 当社と利害の相反する可能性がある行為を行うときは、法令または諸規程に定められた所要の承認または許可を得たうえで、行わなければなりません。

(g) 業務に関連して行った行為については、権限の範囲外であっても当社に責任が及ぶ可能性があることを十分理解し、定められた権限を越える行為を行ってはいけません。

b 公私のけじめ

(a) 個人的な目的で当社の財産・経費を使用してはいけません。

(b) 当社の立場と私的な個人の立場を峻別し、職場においては会社の許可なく、政治・宗教・自治体・ボランティア・サークル等業務と無関係な個人的活動を行ってはいけません。